

浜松市公告第406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年5月17日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）複合商業施設
浜松市浜北区中瀬南部土地区画整理組合区域内第27街区符号1ないし符号32、第30街区符号1、符号2、符号3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
静岡県浜松市中区板屋町100番地11
株式会社アライブ 代表取締役 須山 雄造

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋 晋
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋 晋
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年1月15日（予定）
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,840平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	300台
駐輪場の位置及び収容台数	175台
荷さばき施設の位置及び面積	144.46平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	36.0立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	午前9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	午前0時00分
駐車場を利用できる時間帯	午前8時30分から午前0時30分まで
駐車場の出入口の数及び位置	7箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

8 届出年月日

平成24年5月14日